

第34回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成28年2月18日開会

平成28年2月18日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

第34回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（2月18日）

出席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案の上程	4
古味企業長	4
質疑	11
採決	24

卷末掲載文書

議案の提出について	26
議決一覧表	27

招 集 告 示

高知県・高知市病院企業団告示第1号

第34回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、平成28年2月18日に高知医療センター11階会議室に招集する。

平成28年1月19日

高知県・高知市病院企業団企業長 古味 勉



議 員 席 次

1 番	岡 崎	豊 君	2 番	岡 田	泰 司 君
3 番	川 村	貞 夫 君	4 番	黒 岩	正 好 君
5 番	近 藤	強 君	6 番	坂 本	茂 雄 君
7 番	迫	哲 郎 君	8 番	武 石	利 彦 君
9 番	塚 地	佐 智 君	10 番	寺 内	憲 資 君
11 番	土 居	央 君	12 番	中 澤	はま子 君
13 番	西 内	健 君	14 番	浜 田	豪 太 君

第34回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成28年2月18日（木曜日） 会議第1日

出席議員

1番	岡崎	豊	君	2番	岡田	泰司	君
3番	川村	貞夫	君	4番	黒岩	正好	君
5番	近藤	強	君	6番	坂本	茂雄	君
7番	迫	哲郎	君	8番	武石	利彦	君
9番	塚地	佐智	君	10番	寺内	憲資	君
11番	土居	央	君	12番	中澤	はま子	君
13番	西内	健	君	14番	浜田	豪太	君

説明のため出席した者

企業長	古味	勉	君
病院長	吉川	清志	君
副院長	森本	雅徳	君
副院長	島田	安博	君
副院長	西岡	豊	君
副院長	森田	莊二郎	君
統括調整監兼事務局長	浅野	忠	君
医療局長	福井	康雄	君
看護局長	田鍋	雅子	君
薬剤局長	山本	創一	君
医療技術局長	西川	智彦	君
栄養局長	渡邊	慶子	君
医療情報センター副センター長	田村	弘樹	君
事務局次長	山崎	隆久	君
事務局次長(議会事務局長)	仁井田	充将	君
地域医療センター次長	宇井	泰之	君
経営支援分析官	町田	尚敬	君

議会事務局職員出席者

書 記 高島田 由 紀 君
書 記 山 下 史 尋 君

-----◇-----◇-----

議 事 日 程 (第 1 号)

平成28年2月18日 (火曜日) 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3

議第 1 号 平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算
議第 2 号 高知県・高知市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表
に関する条例の一部を改正する条例議案
報第 1 号 高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の
事務の委託についての専決処分報告

-----◇-----◇-----

午前10時00分 開会 開議

○議長 (武石利彦君) おはようございます。
ただいまから平成28年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
御報告いたします。浜田議員から少しおくれる旨の連絡が入っていますので、了承願います。

-----◇-----◇-----

会議録署名議員の指名

○議長 (武石利彦君) これより日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、
2 番 岡 田 泰 司 議員
3 番 川 村 貞 夫 議員
4 番 黒 岩 正 好 議員
をお願いいたします。

-----◇-----◇-----

会期の決定

○議長（武石利彦君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決しました。

—————◇—————◇—————
議案の上程（議第1号平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から報第1号高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告まで）

○議長（武石利彦君） 日程第3、議第1号平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から報第1号高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告まで、以上3件を議事の都合上一括議題とします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長。

○企業長（古味 勉君） おはようございます。

本日、議員の皆様のお出足をいただき、平成28年2月病院企業団議会定例会が開催されますことを厚く御礼を申し上げます。

まず、経営状況と中長期計画について御説明をいたします。

平成27年度の12月までの入院患者数は延べ14万1,167人で、1日平均513人、1人当たりの入院診療平均単価は7万6,556円となり、入院収益は前年同時期と比べ0.8%、約8,900万円増加しています。また、外来患者数は延べ15万2,366人で、1日平均837人、1人当たりの外来診療平均単価は1万5,899円で、外来収益は前年同時期と比べ5.1%、約1億1,800万円増加しております。

この状況で推移しますと、入院、外来を合わせました医業収益は、当初予算で見込んでおりました額を確保できる見込みですが、薬品費、診療材料費をはじめとする医業費用の増加が大きく、平成27年度の経常収支は赤字を見込んでいます。

今議会に御提案させていただきます平成28年度予算におきましても、実質的に2年連続となる赤字の予算案となっております。様々な外部要因、内部要因により高知医療センターの経営は厳しさを増しております。

このような状況を踏まえまして、現在、当院では中長期の経営計画の策定を行っております。計画では、引き続き高知医療センターが高知県の高度急性期医療・政策医療の中核としての役割を担い、地域に貢献していくために、赤字基調となりつつある経営の改善を目指しまして、収入の確保とコスト構造の改善を図るための方策を検討、整理することと

しております。この計画に基づく取り組みを着実に実行することにより、安定した経営基盤を確立しなければならないと考えております。

計画の素案につきましては、本会議終了後の議員協議会において御説明させていただきますが、議員の皆様のお意見もお伺いいたしまして、本年度末の策定を目指してまいります。

次に、診療報酬改定への対応でございます。

平成28年度は2年に1度の診療報酬改定の年ですので、当院におきましても、昨年来、情報の収集に努めてまいりましたが、先日、中央社会保険医療協議会の答申が厚生労働大臣宛てに提出されたことを受け、院内での検討作業も本格化しております。

今回の改定率は、本体部分が0.49%の増、薬価及び材料部分が1.33%の減で、全体では0.84%の引き下げとなっておりますが、個別の見直し項目では、要件等の見直しにより本院の増収につながる項目もありますので、的確に対応していくことが病院経営上、大変重要となります。今後、情報収集と施設基準等のチェックを確実にを行い、診療報酬改定を収入増につなげていくよう取り組んでまいります。

また、今回の改定では、病院相互の機能分担、連携を推進するため、大学病院や一般病床500床以上の地域医療支援病院を紹介状なしで受診する場合には、初診時に5,000円以上の定額負担を求めることが義務づけされております。当院においてもこの御負担を求めることとなりますが、紹介患者を前提とした外来診療を行うことで、本来の役割である急性期医療を確実に確保することができていくものと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、新がんセンターについてでございます。

現在、本館西側の敷地において建築工事を行っており、本年12月には建物が完成する予定です。平成28年度予算には、新がんセンター建築工事の債務負担行為を予算化するとともに、施設内に新たに設置する医療機器や備品、什器類などの調達に要する経費など、所要の予算を計上させていただいておりまして、平成29年度のオープンに向けて着実に準備を進めてまいります。

それでは、今回提案いたしました議案について御説明をいたします。

まず、第1号議案は、平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算でございます。

収益的収支予算では、収益的収入は補正後の前年度予算より1.6%、3億4,788万9,000円増の223億5,842万1,000円、支出は3.1%、6億8,300万4,000円増の229億7,891万9,000円となり、平成28年度の純損益は6億2,049万8,000円の赤字となる見込みです。

主な要因は、救命救急センター集中治療室の看護体制強化やリハビリ体制強化などによる収益の増加を見込んでいますが、法定福利費の増加などによる給与費の増加や新がんセンター整備などの投資事業の実施に伴う経費の増加などにより、収益の増を上回る支出の

増が見込まれるためでございます。

第2号議案は、高知県・高知市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

これは、地方公務員法の改正により、同法に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項に「退職管理の状況」等が追加されたことに伴い、必要な改正を行おうとするものです。

報第1号議案は、高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告でございます。

これは、地方公務員法の改正により追加されました「退職管理の適正の確保」に係る事項について、企業団職員についても公平委員会の権限が適用されるため、高知県との間で規約を定め、当該公平委員会の事務を委託することについて専決処分の報告をするものです。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から御説明をいたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（武石利彦君） ありがとうございます。

それでは、続きまして統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（浅野 忠君） それでは、お諮りいたします議案につきまして、右肩に資料1と書いております平成28年2月定例会議案の概要によりまして概要を御説明させていただきます。

左上の予算議案の1、業務の予定量をごらんください。

平成26年度の決算、27年度の決算見込み、28年度の当初案という形でお示しをしております。28年度当初予算における延べ入院患者数につきましては18万7,610人、入院単価につきましては76,675円を見込んでおります。患者数はほぼ横ばい、単価は順調な伸びを見込んでいる状況になっております。

次の延べ外来患者数は19万7,559人、外来単価につきましては1万5,291円を見込んでおります。患者数は減少傾向、外来の単価につきましてはほぼ横ばいというふうな状況になっております。

病床利用率につきましては77.9%見込んでおり、病床数につきましては前年同様660床で変更ございません。

続きまして、右側の収益的収支（3条予算）について説明させていただきます。なお、ポイントとなる点を左下の枠内に取りまとめておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

まず、医業収益の28年度予算額、これは181億5,388万1,000円、27年度と比べまして、右側にまいますけど、1億3,115万円の増加となっております。内訳といたしまして

は、入院収益につきまして、1日平均患者数を514人、診療単価については7万6,675円で見込みまして、143億8,503万円、対27年度では2,326万円の増加を見込んでおります。左下のポイントでございますように、CCU、ICU、看護体制の強化、あるいはリハビリ体制の強化、無菌室の増床、さらには診療報酬改定等々を考慮したものでございます。また、外来の収益につきましては、1日平均患者数を813人、診療単価を1万5,291円といたしまして、30億2,094万4,000円、対前年9,381万5,000円の増加を見込んでおります。

医業外収益につきましては、補助金、構成団体負担金、長期前受金戻入等がございますが、まず構成団体負担金につきましては、一部の項目で収支差が拡大したことによりまして、27年度比1億1,598万6,000円増の24億9,998万9,000円を見込んでおります。長期前受金戻入につきましては、減価償却費の増加に連動するものでございまして、27年度より7,734万7,000円増の10億2,894万8,000円を見込んでおります。

以上、収益的収入経費が223億5,842万1,000円で、対前年度比3億4,788万9,000円の増加となっております。

次に、半分、下の表でございます。費用についてでございます。

まず、医業費用は214億4,500万5,000円、前年度比5億6,009万6,000円の増となっております。主なものといたしましては、給与費につきましては96億9,830万5,000円、前年度比2億6,996万5,000円の増加となっております。医業収益に対するの比率は53.4%を見込んでおります。要因といたしましては、体制の強化による人員増、あるいは標準報酬制移行によります法定福利費の増等によるものでございます。

次の材料費につきましては、54億4,616万5,000円、減額の診療報酬改定等を織り込みまして、前年度と比べまして2億2,458万1,000円の減少を見込んでおります。医業収益に対します比率は30.0%で、前年度から1.5%減を見込んでいるところでございます。

経費につきましては、40億4,113万円で、1億7,222万9,000円の増となっております。医業収益に対します比率は0.8%増の22.3%となっております。主な要因といたしましては、がんセンターに係る消耗品費、あるいは検体検査、防災センター建築設備保守管理等々の委託料の増となっております。

減価償却費につきましては、21億3,834万5,000円でございます。医療機器等の機械備品の償却の増加等、前年度比2億6,148万6,000円の増となっております。

医業外費用につきましては、14億5,391万4,000円、前年度比1億7,750万8,000円の増でございます。主なものといたしましては、このその他医業外費用の中に含まれております雑損失という項目がございますけれども、これが前年度と比べまして2億1,600万円ほど増を見込んでおります。これは、新がんセンターの建設や医療機器購入によりまして控除対象外の消費税、いわゆる損税が増加することによるものでございます。

以上、収益的支出の計は229億7,891万9,000円、前年度と比べまして6億8,300万4,000円の増加になっておりまして、純損益につきましては6億2,049万8,000円の赤字、

純損益から特別利益、特別損失を除きましたいわゆる経常収支につきましては、5億8,349万8,000円の赤字ということになっております。

収支が悪化した主な要因といたしましては、高度、専門的な医療の提供により、収益が着実に伸びてきてはおりますがそれを上回る費用が増加したためでございます。特に新がんセンターに係る経費といたしまして控除外対象消費税等々3.2億円ほど、そして27年度に購入いたしました高額医療機器等の関係で減価償却が2.6億円、合わせて5億9,000万円ほど、これらは今後のさらなる医療機能の拡充に向けての投資的な経費ですけれども、そういったものが増加したこと、さらには法定福利費が1.3億円増加したためでございます。経営の健全化に向けまして、3月末をめぐり策定中の中期経営計画を着実に実行することによりまして、収支の均衡に向けて全力で取り組んでまいります。

次の2ページ、左上のグラフをごらんください。

高知医療センターの開院以来の収支の状況を棒グラフでお示ししているものでございます。

次に、左下の3、資本的収支（4条予算）についてでございます。右横に同様にポイントとして表記をしておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、収入につきましては、建設改良に伴います企業債が35億9,700万円、県市の負担金が15億9,766万9,000円、補助金は2,410万円でございます。

また、資本的支出につきましては、建設改良費が45億1,727万7,000円、企業債の償還金、これが25億5,950万2,000円、構成団体への借入金の償還金7,620万円となっております。収支差は19億3,420万9,000円の収支差となっております。

収入、支出ともに前年度と比較しまして大幅な増加となっておりますけれども、新がんセンターの建築工事やPET-CT等の医療機器など、新がんセンターの整備に係るものが主な要因となっております。

次に、右上の表4、収支状況でございます。

資金収支の状況をお示ししておりますけれども、28年当初予算額の欄の一番上、78億3,632万9,000円が27年度末の内部留保資金と移行になっているわけですがけれども、この額から、2、当年度純損益、あるいは3、3条におけます現金を伴わない収入支出がございます。そして4にございます4条収支の不足分等々を差し引きをいたしまして、5番に書いております当年度の資金収支は10億円余の悪化ということで、昨年度末で78億3,600万円が約10億円減少いたしまして、28年度末の内部留保資金につきましては68億2,584万3,000円を見込んでいるところでございます。

次に、3ページ、次のページをお願いいたします。

5、債務負担行為でございます。

これは、医事関係業務の委託料につきましては、平成24年12月議会におきまして、5年間で11億2,500万円の債務負担限度額の御議決をいただきまして、25年度から29年度まで

の5年間の契約を締結しているところがございますけれども、その後、電子書面や文書受付に係る業務の量の増加、あるいは29年度には新がんセンターの受付、窓口業務の増加、追加等も予定されておりますことから、不足が見込まれます1億5,564万2,000円につきまして新たな債務負担をお願いするものでございます。

それでは、改めまして、右肩上に①と書いた資料で議案を説明させていただきます。なお、先ほど御説明した部分につきましては、説明を省略をさせていただきたいと思いません。

①の資料の1ページをお開きいただきます。

議第1号平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算でございます。

恐縮です。次の2ページの第5条までにつきましては、説明を省略させていただきます。

2ページの第6条企業債でございます。

4条予算の資本的収入に計上しております起債額35億9,700万円の内訳となっております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法をそれぞれ目的ごとにお示しをしているところでございます。

第7条、これは一時借入金でございます。これは年度の途中において一時的に資金不足が万が一発生した場合の資金不足を補うために金融機関等から一時的に借り入れする場合の限度額でございますが、20億円というふうに定めさせていただくものでございます。

次に、3ページでございます。

第8条、これは予定支出の流用の関係でございますけれども、各項間の金額の流用、これは原則不可となっておりますけれども、状況に応じた柔軟な経営運営の視点から、流用することができる場合として、収益的支出における医業費用と医業外費用相互間の流用を定めさせていただくものでございます。

第9条では、逆に目間の流用については特段の制限はありませんけれども、その性質上、議決を経なければ流用することができない経費といたしまして、職員給与費及び交際費を設定するものでございます。

第10条では、構成団体からの補助金、これは補助金というのは例外的なものでございますので、補助金を受ける額として3億7,897万6,000円、これを定めるものでございます。

第11条では、棚卸資産の購入限度額として58億9,600万円、第12条で重要な資産の取得といたしまして、新がんセンターに係る建物の取得及び医療機器の取得である旨を定めるものでございます。

飛びますけれども、4ページ、5ページは省略をさせていただきます。

6ページでございますけれども、2、予定キャッシュフロー計算書でございます。

これは資金の流れをあらわしたキャッシュフロー計算書になっておりますけれども、下から3行目、三角といいますか、7億5,410万8,000円、これが減少いたしまして、現金ペ

ースでは期首の残高が42億424万6,000円で、期末の残高としましては34億5,013万8,000円になる見込みをあらわしているところでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

給与では8,813万1,000円、上の表の真ん中、合計欄でございますけれども、手当で5,030万円増加をしておるところでございます。

続きましては、飛んでいただきます。9ページには給料及び手当、初任給等の状況、10ページは級別職員数、級別の標準的な職務内容、11ページには昇給の内容、12ページには特殊勤務手当、あるいは期末手当・勤勉手当の状況等々をお示しをしているものでございます。

13ページにつきましては、その他の手当につきまして、主たる構成団体であります高知県の制度との比較をお示ししております。高知県に準拠した制度となっております。

続きまして、14ページから19ページ、これは科目の詳細でございますので、説明を省略させていただきます。

20ページをお願いいたします。

債務負担行為に関する調書でございます。(1)は先ほど御説明をさせていただきました医事関係業務に係る新規分でございます、(2)は過年度に議決をいただきました債務負担行為に係る状況でございます。

次に、21ページをお願いいたします。

これ、平成28年度末の予定貸借対照表、いわゆるバランスシートをお示ししております。まず、資産の部でございます。1、固定資産でございますけれども、一番右側の列の数になりますが、28年度末で308億4,175万円となっております。2、流動資産につきましては、同様に一番右端ですけれども94億5,000万円余で、うち現金は34億5,000万円となっております。先ほど御説明した金額と一致しております。資産の合計は402億9,889万4,000円となっております。

一方、下の半分ですけれども、負債につきましては、3、固定負債が建設改良等の企業債等で295億7,000万円余、4、流動負債につきましては56億4,000万円余、そして5、繰延収益、これは29億円余でございます、負債の合計が381億2,326万7,000円というふうに見込んでおります。

次、22ページ、右側に移っていただきまして、資本につきましては、6、資本金が133億8,595万8,000円となっております。

7、剰余金がマイナスの112億円余となっております、資本の合計が21億7,562万7,000円ということで、負債と資本を合計いたしました402億9,889万4,000円が、先ほどの資産の合計、21ページでございますが402億9,889万4,000円と一致しているところでございます。

23ページから25ページ、これは、平成28年度の予定貸借対照表、今御説明いたしましたバランスシートのベースとなっております平成27年度決算見込に基づきました予定損益計算書等々でございます。

26ページ、27ページは注記として記載する内容を記したものでございます。

以上が議第1号でございます。

続きまして、条例議案及び専決処分報告につきまして、右肩上に②と書きましたこの資料に基づいて御説明をさせていただきます。②の資料で御説明させていただきます。

お聞きいただきまして、1ページをお願いいたします。

議第2号高知県・高知市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。

地方公務員法の一部改正によりまして、同法第58条の2第1項に規定する人事行政の運営等の状況の公表事項に「退職管理の適正の確保」が追加されたことなどに伴いまして、公表事項の追加や項目整理等を所要の改正をするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

報告でございます。報第1号高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告でございます。地方公務員法の一部改正によりまして、「退職管理の適正の確保」の規定が追加されましたけれども、その執行管理につきましては公平委員会の権限となっておりますことから、当該執行管理事務を当企業団と高知県との間で規約を定めまして、高知県に委託をするものでございます。高知県におきましては、当該規約の議決をこの2月県議会に諮ることとなりますことから、2月議会前に企業団と高知県との間で規約を締結する必要が生じたことから専決処分をさせていただきます。御承認のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上で御説明を終わります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（武石利彦君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたらどうぞ。

坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 先ほど冒頭に企業長の提案説明の中で、2ページから3ページにかけて診療報酬改定のことにつれられましたけれども、その中で、診療報酬改定、収入増につなげていくよう取り組んでいくということで、まだ改定が十分に反映されているかどうかというのは別ですけれども、具体的にどういう部分が反映されているか、収入増にです。そういうふうには考えられているのか、あるいはもうそれを予算の中で織り込み済みのところがあれば、そういったものを教えていただきたいというふうに思います。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 当初予算の見積もりの中での診療報酬改定の対応につきましては、具体的な内容が示されてきましたのが、厚生労働大臣に答申されましたのが2月10日

という時期でございましたので、予算の見積もり上は、昨年暮れに公表されました全体のネットでの改定率、本体部分で0.49%、薬価で1.33%の引き下げという率をベースに予算の見積もりのほうは算出をさせていただいております。

具体的な中身については、現在順次詳細のほう公表されておりますので、この部分も今後詳細に確認をしまして、実際の請求の段階では確実に収入増につながるものにつながるように、いただけるような形での取り組みを進めていくという形になります。

○議長（武石利彦君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） それとあわせて、今回の改定の中で、いわゆる大学病院とか一般病床500床以上の地域医療支援病院の紹介状なしで受診する場合の5,000円負担ですが、義務づけられているということで、医療センターとしてはそれをしないということにはならないのかもしれませんが、そのことによる影響です。こういう見方というのは果たしていいのかどうかというのは私は思うんですけれども、例えば救急の場合はこれをとらないというふうになっていることから、逆に言うと救急外来がふえたりとか、あるいは一方で通常の外来患者が減ったりとかということ、当然患者さんの負担が大きくなってくるわけですから、そういうことも含めて外来の減少とかにつながっていくのではないかと、そんなふうなこと、ここをどういうふうに見込まれているのか。事前の議案説明の際にお伺いしたら、もし紹介状なしで今来られている方がそのまま来たとしたら、1,500万円ぐらいの増収につながるのではないかといいふうになってますけれども、じゃあ今までは紹介状なしで来ていた方が果たしてこれからも来るかということ、そうはならないでしょうし、逆にこの制度そのものはそういう方を遠慮してもらおうというような狙いもあるでしょうから、そんなことを含めて、このことがもたらす医療センターへの影響というのをどういうふうに考えられているのかということをお聞きしたい。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 今後、この5,000円の負担をいただくという部分についての運用については、先ほど議員さんのほうからおっしゃられたように、救急の患者さんをどういうふうにするのかといったような、実際の運用における詳細の部分については、今後院内で協議をしていかなければならないと考えています。影響としては先ほどおっしゃられたようなことが考えられるわけですが、現在は26年度の実績で5,000名ほどの患者さんが紹介状なしで来られておる状況、全体の外来の患者さんの割合からすれば30%以下、25%から30%の間ぐらいだと思いますが、この部分が今後、確かに5,000円の負担というのは大きな負担ですので、減少するというのも当然見込まれると思いますし、それは減収の要素というよりも、病院としましては本来の高度急性期の医療のほうをより充実をさせる、そういった患者さんをきちんと治療するというようなことで、それが大きく収支に影響を与えるというようなものではないかなというふうには考えております。

いずれにしましても、詳細につきましては今後ということで、患者の皆様にはできる限

りそういったことで医療センターにかかれたいというように、救急などについては一定柔軟な対応ということも当然必要だと思っています。

○議長（武石利彦君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 先ほど運用の部分は院内で協議というふうに言われてましたが、それはさっきのお話だと、例えば救急で来られても取る場合があるとか、そういうことなるのですか。

○議長（武石利彦君） 病院長。

○病院長（吉川清志君） 現在も初診にかかわる特定療養費というのを2,700円ぐらいいただいています。その基準がありますので、救急で来られてもいただいている場合といただかない場合があります。だからそれに準じて、それをもとにこれの費用をいただく人といいただかない人を検討していく予定であります。

○議長（武石利彦君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） さっき企業長が言われたように、かつてこの医療センターがスタートするときによく言われた敷居が高いという問題が、確かに急性期医療を確実に確保するということの大切さというのはあるのかもしれませんが、このことによる県民の求める医療センターの医療の敷居の高さというか、そういうものを感じることがないような対応、あるいはもしそのことも含めて実施に移す場合には十分な説明とか周知とか、そういうことが必要になってくるのではないのかというふうに思いますので、ぜひ十分患者さんの立場に立った対応を考えていただきたいというふうに思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいというふうに申し上げておきたいというふうに思います。

で、再診の場合に2,500円という、再診の場合というのはどういうことが想定されます。

○議長（武石利彦君） 病院長。

○病院長（吉川清志君） これは、医療センターから逆紹介して地域の医療機関にお返ししたと、そうしたら地域の医療機関で診察してあげて、また何か月に1回か紹介すると、そういう2人主治医制のような体制が求められているわけですが、紹介した患者さんが地域のほうに行かれなくてまたこちらに来てしまったということになると、そこで再診のときの負担をいただくということが書かれているということです。

○議長（武石利彦君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） これも義務づけですか。

○議長（武石利彦君） 病院長。

○病院長（吉川清志君） そうです。はい、そうです。

○議長（武石利彦君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） そういう意味で言うと、やっぱり患者さんのいろんな事情の中で負担が大きくなるということが想定されますので、ぜひそのところは、先ほども言いま

したように、患者さんの立場に立った運用方針をお考えいただきたいというふうにお願いしたいと思います。

それともう一つ、支出の関係で医業費用が膨らんでいる、その費用の増加の要因っていうのは、ここに先ほどの説明の資料1の中で書かれてあった部分もあるわけですが、特に経費の中で、経費の約4分の3ほどを占めているこの委託料なんです。非常に大きい割合があると思うのですが、ひょっといわずゆるPFIを解約して以降の委託料の推移というか、これはどんなになっていますか。

すぐなかったらあれですけども、結局この委託料が果たして適正な額でずっと進んでいるのか、あるいはひょっとしたら委託料の見直しということも、委託料の見直しと言うたらおかしいですけども、委託業務の内容の見直し、こういったものも検討していく必要がある部分ではないのかなというふうに思ったりします。このところで、ひょっと委託料がこれだけの額を占めているということに対して、ちょっとお考えがあったら教えていただきたい。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 委託料につきましては、最初の御質問ですけども、開院当方で約30億円ございました。その後、現在で38億円ですから、やはり順次、額としては大きくなってきておまして、現在の、収支構造、コスト構造の中で見直しの要素として大きい部分が、この経費の部分の中の委託関係の部分ではないかなというふうに認識をしておまして、この点につきましては、今年度も中長期計画の策定に向けていろいろ分析を、コンサルティングもお願いしながらしておるわけですけども、そちらのほうでも分析をしていただきまして、見直しについての検討を進めております。中長期計画の中でこの部分の見直しなども重点的に進めるというふうに位置づけをしまして、来年度以降、経費の圧縮ということに向けて取り組みのほうを強化したいと思っております。

○1番（岡崎 豊君） いいですか。じゃあ、関連で。

○議長（武石利彦君） 岡崎議員。

○1番（岡崎 豊君） 先ほど坂本議員のほうから医療センターが敷居が高くてというふうなお話があったのですが、そもそも医療センターの提供する医療の質がクリニックとは違うということ、やっぱり患者さんが、我々市民、県民のほうがちやんとわかっておかないと、せつかくの高度医療の提供をするべき方へできなくなる心配があるということ。また、患者さんがふえればそれだけドクターのほうの時間がとられますので、やはり本来あるべき姿としては、一般のかかりつけ医、それから紹介をされて次の病院、さらに高度な病院というふうな、そういう仕組みをつくっていくべきだと思います。確かに5,000円とか2,700円とか、負担は患者側としては大きいと思う。やはりそこは本来あるべき医療を供給するという部分の位置づけの中でしておくべきだろうし、私としては、この医療センターについては高度医療の提供についてやっていただきたいというふうに思いますの

で、検討してください。

○病院長（吉川清志君） ちょっといいですか。

○議長（武石利彦君） 病院長。

○病院長（吉川清志君） 今言われたとおりだと思っています。国も地域医療構想ではそれぞれの医療機関の機能分化を求められています。医療センターは高度急性期、急性期の医療をやると、そしてかかりつけの医療機関と連携しながらやると、そうなるとやっぱり外来機能はちょっと縮小ということが言われています。そうすると、今外来ですごくたくさんの方がいると、また紹介を受けたときにすぐ受けられないとかということですので、方向としてはそういう方向を目指していますので、特にうちの整形外科はもう外来の一般の内科の先生方から紹介状、腰痛で紹介すると外来が回らないということで、整形側の先生からだけしか受けられないという状態なんです。そういうことで、やっぱり窓口は狭くなりますけれども、本当に医療センターがやるべき医療ということに特化させていただいてますので、ほかの科についても徐々にそういうふうな傾向になるというのは、やっぱりこれはうちに求められていることなので、皆さんに開かれた病院にはしたいですけれども、そのギャップはどうしても出てくるものと思っています。

○議長（武石利彦君） ほかに。

寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 私も今の話の関連で、やはり高知県全体でもかかりつけ医制度、これをしっかり定着を図って、今医療センターが求められている高度医療、この高度な部分に対しては、民間が、個人病院ができないことをやはりやっていく。民間も個人病院も診療報酬を国でコントロールされて非常に苦しい経営。そしたら、今医療センターで経営というの、民間同様、公も経営はせんといかん部分ですが、経営という部分になったとき、私は今の予算の説明で、医療スタッフの医師、看護師の分の医療の分野を分けて、このスタッフのほうで言うたら事務職のほう、こちらの分と分けてしてもらいたいと思うんですよ。今、予算の説明については、これ、先ほど説明あった部分が、全体的には医療としてやっぱり見ますけれども、今の医療を支える事務方の努力点、そういった点を、ここにはすぐには出ませんが、どんな点を努力されているのか、この予算の中で。その点聞かせていただけますか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 事務方につきましては、御承知のように収益にかかわる部分ではないので、業務としては、基本的にはいろいろな病院業務の運営を、いわば下から支えるような形で働きやすい環境整備、いろいろな事務的な契約業務、そういったことをしながら、できる限り、どちらかといえば経費を適切な形できちんとした運営をしていくという部分であろうかと思えます。

そういった部分で、事務方は人数的には比較的少ない人数で運営をしておるといふ

にも考えておりますけども、そこでは本当に事務方の職員、精一杯努力してやっていただいているというふうに思ってますが、一方では、先ほど申しましたように経費の部分でまだまだ見直しの部分もあるというふうに考えておりますので、そういった部分を今後、事務方も業務に対する専門性ですとかノウハウ、こういったものを蓄積をして、いろいろな予算の状況も広く情報収集をして、経費を抑制していくことで病院の経営の収支改善に貢献をしていくような形で、さらに努力もまたしていくような形でお願いしたいと思っております。

○議長（武石利彦君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） それは一般的な分ですね。その中で、事務方をそのような形の分、医療をされる事務方、その全体であったときに、医療のほうで民間も大変な中、公の医療、高度医療を求められて、最良の技術を求められたとき、さらに経営まで医師が考えていくということになったら、これは大変なことになりますので、あくまで事務方がそうやっていく。そうしたら、それを公で見えていったときには、もとで言うたらこうなると国しかないかと、国立的な分しかないかというふうになってきますよね。いやいや、そうじゃなくして、縣市でということでは先進的な病院ができあがってますので、ただし今、企業長が言われた分で、事務方の職員数は最小でって、今何名ですか。

○議長（武石利彦君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（浅野 忠君） 私ども給料表に応じて一定整理をしております、いわゆる行政職の給料適用となっております職員は59名おります。そのうち今縣市から20名が派遣いただいておりますので、残りの39名につきましてはプロパー職員。ただ、MSWといえますか、そういった行政職給料を適用されていますけど純粹の事務的な業務ではない方も含めた数字になっておりますけれども、純粹の事務方ということで言いますと、3課体制ございます、臨時職員おりますけど30名ちょっと超えるぐらいの人数で対応しております。

○議長（武石利彦君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 事務方の分は少ないですからというのでなくして、この事務方の中でも、今マンパワーというのがすごく言われますよね。そしたら、その中で今縣市から派遣が来ているのですから、この派遣の仕方も行政がかかわる分ですよ、実用で言うと。そしたら、派遣ということは戻るということで異動が伴いますから、実用的には長くおっただいて専門性をつければ、優秀な方が来ていただいてやっていけばマンパワー、1人の人間が3年も4年も残れるようになっていく。その人材育成という部分、ネックになってくるのが常にいてくれるスタッフであればそのまま育成されていくから、人数の削減、解雇もできるでしょうけども、人事の分では、これ縣市も絡んでくるのですよね、大もとの分。そこら辺の、一つは努力ですよ。交渉の部分で、お金だけでなく目に見えない部分で、仮に優秀な人を育成すれば、縣市の優秀な人が来ますから、来た方でや

っていく、仕事をしていく、その中でその方ができるだけ長くおっていただく、もちろんポストもかかってきますので、ポストの中も区分をしていただいでやっていけば、この人数というものがおのずと事務方の分は、敷居が高い中で削減の部分、またそこの伝承というものが一つの課題と思う。

それから、先般言わせてもらいましたけども、ここに出てこない中で消耗品とか、高度の医療機器を購入するときに、病院長言うていただきました一括契約、国なんかやったら大きい分ができますけども、そしたら県の中で、この中でどうやっていくのかとか、工夫の仕方。私は事務方の経営というものは、今までやっていた職員が異動でしてきた、また従来やっていたからそれと同じことをしてきていたら工夫にならないと思うんですよ。その工夫の仕方の努力を今お聞きしたのです。毎回その中でこの数字の並び方は一緒かもしれないけれども、見えない部分で言ったらこの医療スタッフを変える。事務職の動き方というのが、私は国とは違う、この医療センターの一つの大きな核になっているのではないかと思います。企業長、その点いかがでしょうか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） ありがとうございます。県市にも、毎年職員の派遣については協議をさせていただいて、できる限り、視点としましては、企業団の職員を指導するような立場で一定実務能力の高い職員を派遣していただいで、それもできる限り、短期ということではなくて長い期間というものも想定していただきたいというようなお話もさせていただいております。そういった点では、また議員の皆様にもぜひ御協力もお願いをしたいと思っております。

先ほど後段言われた部分ですけども、確かにいろんなやり方があると思っております、今までその部分で少し情報収集、ほかの病院がどんなふうにしてるかということも含めて情報収集をするといったような部分で十分でない部分もあったかと思っておりますので、できる限り、本当にほかの病院の経営状況がすごくいい病院なんかがありますので、そういったところも積極的に参考にさせていただくような形で情報を集めて、どんなことができるかというのを検討もしていきたいと思っております。

共同購入とか、そういった手法というのが確かにございまして、今実証されているのは自治体病院全体の中で共同購入をするという仕組みがあります。これは従来も検討してきた経過があるようですけども、なかなか効果が上がっていない部分があると。一方では、一定の大きな病院というのは単独でもスケールメリットがありますので、交渉能力もあるという中で、そんなに広がってないというような話もお伺いをしていますので。そうはいましても、高知県という中で公立病院を考えた場合はまた違う状況もありますので、そういった病院も含めて、県内の公立病院、県立病院の事務局の職員と集まって意見交換をするというようなことも現在始めておりますので、そんな中でどんなことができるかということと、事務職員のスキルアップということにも、そこにもつながると思っておりますから、

そんなこともまた取り組んでいきたいと思えます。

○議長（武石利彦君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 事務職員、この医療センターの医療スタッフ、医療を支える中でこれこそが最小で最大の効力を行政求められますけど、職員数は事務方の最小の人数で最大のものになっている、それが、高知医療センターが全国超える分になるんじゃないかと私は思っているんです、それができたらと。だから、赤字という分のこの数字だけで、先ほど説明の部分にあった分もありますけれども、民間では赤字やったらいたしませんので、それだからこそ公の病院があつて、赤字の形は、そこに視点置くよりもどんな経営をしているか、最大の努力をしているか、県民市民にサービスを与えているか、医療のサービスを提供しているか、そこへ力点を私は置きたいと思えます。させていただく点です。やはり公務員というのは同じことを繰り返して行って、異動があるから同じことをしていったという。そうじゃなくして、もう一步の経営の改善というもので言うたら、私は事務職員のほうに医療センターから新しい発信の分で何か違う、医療を支える部分の改革みたいな部分をしていただいて、例で言うたら、今行政のほうでもTPPが、いわゆる一括的なものをどんどん言われていってる、何か違う形を生み出していただく、その中に、予算の中でも、私が思っている分では事務方の努力点、何か新しい工夫はないかなと、従来のどおりの踏襲だったら、私はここで予算、もう一步の見えない部分の努力点というのを要望しておきますので。

○議長（武石利彦君） 要望でいいですね。

○10番（寺内憲資君） はい。

○議長（武石利彦君） ほかに。

川村議員。

○3番（川村貞夫君） 素朴な質問を3点させてもらいたいと思えます。

28年度の入院と外来を、入院が514人、外来813人という試算をされておりますが、机上の計算数値で見ると、マックスどの程度の入院患者まで可能か、あるいは外来まで可能か、そこを教えてください。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） マックスということになりますと、医療センターの病床は660床ですけれども、一般病床が588床ございます。これがフルに回転できるかということ、これはとてもできませんので、基本的には90%を超えとなかなか、実際には入院の受入れができないようなケースも出てくるということになるろうかと思えますので、仮に90%というふうに見込んだとすると、500、ほぼもうマックスに近いぐらいの稼働状態で見込むような形になっているのではないかというふうに思いますが。

外来については、これはなかなかマックスというのはまた難しいかもしれないですけども、入院患者の2倍程度ですか。それぐらいの外来患者を受入れをしているっていうよう

な病院もあります。医療センターの場合は大体800人程度ということで、少し余裕はあるかもしれませんが、これも、先ほど来お話がありますように、高知医療センターの役割としては高度急性期ということで、どちらかといえば外来も紹介状を持たれた専門外来という形で診療をするという部分ですので、ここはマックスというよりもそういった方をちゃんと診察、重症度の高いことを診るということでいいんじゃないかと思ってます。

○議長（武石利彦君） 川村議員。

○3番（川村貞夫君） 病床の利用率を77.9%というように表現されておるんですが、これがもうちょっと上がることは可能だというお答えですか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 濟いません。77.9%というのは。

○3番（川村貞夫君） この資料です。資料1です。

○企業長（古味 勉君） 失礼しました。マックスというお話でしたので、そういうことであれば、それは90%ぐらいまで可能です。ただ、本当にそれをするともう受入れできない時期、タイミングというのが頻発すると思いますので、そこはそれを目指すかどうかというのは、また別問題と。

○議長（武石利彦君） 川村議員。

○3番（川村貞夫君） 今が限界ともとれるし、もうちょっと余力があるとも、ちょっとその辺わかりませんが、かなりいっぱいだという認識でいいかと思うんですが。

次に、医業費用のほうは収益より大きくなってきたわけです。これは現場の先生としたら、当然患者を思ったらという思いがあると思うのですが、それと病院の経営ということになると、今寺内議員も言われたようにマトリックスで考えないと、一方だけで考えていくというのはなかなかできないと思います。費用も考えながら治療も考えていかなきゃいけないという、その板挟みがあるのではと思うのですが、どの程度の乖離だったら医療センターとしていけると。これは病院長に聞いたほうがいいですかね。

○議長（武石利彦君） 病院長。

○病院長（吉川清志君） その乖離がどの程度かというのは何とも言えませんけども、医業収益がどれぐらい、マックスに達しているかどうかというようなお考えもあるだろうと思います。それで、それは病床をいかにいっぱいにするかということよりも、今DPCという制度になっていますので、入院期間が短いときには入院の単価が高いわけです。長くなってくると下がってくるわけです。だから、適切な医療をして、入院単価が高いうちにある程度よくして帰っていただく、次に来ていただくのも単価が高い人が入っていただければ、回転をよくすれば、今の状況で病床稼働率が高くなくても収益はもう少し上げられると思います。そのためには、ある程度長くなって、うちではなくても大丈夫という方は地域の医療の回復期の病床を持っているところに移っていただかないといけないのですが、そういうことを患者さんに理解していただくようにすると。そうすればもう少し収益

が上がると。

費用については、事務の方がいろんな委託費とかを考えますけども、実際の診療している現場の人間も、いかにこの物がどれぐらい費用がかかっているかということ認識していただくというようなことをやっていきたいと思っています。

○議長（武石利彦君） 川村議員。

○3番（川村貞夫君） 民間では手離れのええというのが収益を上げる一つの方法だということ聞くわけですが、やっぱり早目早目に回転率というのは大事だと思うんです。

ところで、この予算に関する資料の説明書の7ページ。この時間外勤務手当が多過ぎやしないかと思う。高どまりしているのではないかということ、第一印象として思うわけです。そして、職員の、最近ではストレスチェックといいますか、これなども必要になってくる。時間外勤務手当が異常に高いような印象を受けるんですが、どんな判断されてますか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 人件費の抑制という中で、いろいろ勤務環境の改善というような部分も含めて改善点として考えられるのは、やはり時間外勤務の抑制という部分だと思います。時間外勤務手当の抑制、時間外の抑制ということはこれまでも当然取り組みを進めてきていまして、近年では大体減少傾向では推移をしてきてたんですけども、今年度はまた少し部署によって増加するような傾向もありまして、改めて抑制ということをしちんと進める必要があると思っています。

来年度の予算につきましては、7ページのほうを見ていただいたらおわかりのように、前年度の額というものを上限にさせていただいて、予算のほう見積もりをしておりますので、増加をすることのないようさらに減少させるようにということで、こちらのほうも進めていきたいと思っています。ただ、本当に毎月、当然これは過重勤務者のチェックということも行っておりますので、特に超勤時間の長い職員というのは毎月把握をして、健診なども受けていただくような形をしておるんですけども、特に申し上げればドクターの中に、もう本当にこれはやむを得ないような状況の中で長時間の超勤をされてる方もおいでということで、その対応なども課題ということですよ。

○議長（武石利彦君） ほかに。

岡崎議員。

○1番（岡崎 豊君） 2点、お伺いしたいと思います。

資料の①の5ページ、資本的収入の分の1項で2番の負担金、構成団体の負担金で15億9,700万円ほどなんだけど、これは県市の負担金ですか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） はい、県市の負担金でございます。

○議長（武石利彦君） 岡崎議員。

○1番（岡崎 豊君） ちょっと、縣市それぞれ金額、今わかっていましたら教えていただけますか。

○議長（武石利彦君） 岡崎議員、時間が押していますから。

企業長。

○企業長（古味 勉君） 正確な額は、濟いません、ちょっと手元にないのですけども、基本が縣市折半ということですので、この部分の負担金につきましてもほぼ縣市同額だと思っただけでしたら。

○議長（武石利彦君） 岡崎議員。

○1番（岡崎 豊君） 縣市、それぞれ出しうる中で、なかなか出しにくいというのがあると思うんですけど、一応上限としての設定とか、あるいは企業団側としての要求金額としてはここまでとかっていうような、アッパーの金額の設定とかありますか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 構成団体負担金につきましても、毎年予算の編成の時期に縣市、協議をさせていただくわけですけども、その中で一定上限という考え方がございまして、それはこの医療センターができたとき、縣市の病院を統合したときにそれぞれの病院で支出していた繰出金、これを上回らないというのが一つの上限というふうに関院当時から設定をされておるといふふうに聞いております。

ただ、現状で申し上げますと、来年度の予算ではほぼその上限の額になりつつあるといえますか、そういった状況になっておりました。と申しますのも、全体のボリュームが大きくなってきておりますし、いろいろな高度医療というものも進めていく中で徐々に負担金のほうも大きくなってきている部分があると、そこも今後の改善の中の要素というふうには考えております。

○議長（武石利彦君） 岡崎議員。

○1番（岡崎 豊君） 後ほど中長期の経営計画とかという観点で考えていってほしい。

○議長（武石利彦君） 岡崎議員。

○1番（岡崎 豊君） 17ページです。

目のほうで7番の雑損失8億6,500万円、説明欄では、その他雑損失ということで一括で金額が出されておりますけども、この内訳はどのように。

○議長（武石利彦君） 統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（浅野 忠君） 28年度当初予算の雑損失ですけれども、8億6,500万円ほどを見込んでおります。その内訳といたしましては、項目上げますけれども、その他雑損失の中で臨床研究費とか、一番大きい項目といたしましては控除対象外消費税、これは7億4,700万円、ほとんど占めております。それ以外は新生児支援事業等々です。臨床研修事業費等々、その他もろもろの事業になっております。

○議長（武石利彦君） 中澤副議長。

○12番（中澤はま子君） 確認するという意味でお聞きしますけれども、平成28年度の予算で、もちろん新がんセンターの話ですけれども、これにつきましては、医療センター開設以来初めての大きな額の、38億円という事業の投資ですけれども、これは大変県民、市民の期待は高いわけですよ。関心も高いのです。ところが一方、企業会計ですので、採算性とかあるいは経済性、そういった面が求められます。医療センターは2年続けて赤字の予算になっています。ですから、企業努力は随分されているということの評価しつつ、確認をしたいのは、今後このがんセンターが医療センターの経営に与える影響とか、あるいはオープン後の収支の見通し、そういったことをちょっと確認の意味でお聞きしておきたいと思うんです。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 新がんセンターが高知医療センターに与える影響ということで、経営に与える影響としましては、新がんセンターでは治療としましては放射線治療、外来化学療法の治療、そして新しく設置をしますPET、それからSPECTといった装置での検診というようなことも行いますので、その部分での増収、これは収益の要素として見込まれます。

一方、おっしゃられたように非常に大きな投資でもありますし、経費のほうもやはりかかりますので、単純に収支で考えた場合には、やはり採算というのは難しいというふうに認識をしております。その部分のシミュレーションも、当然基本構想計画段階では一定算出をしておりますけれども、現状で改めて見積もりのほうもしたいというふうに考えておりました、この中・長期計画の中で改めてシミュレーションをしていきたいと思っております。これは本当に概算ですけれども、大まかに申し上げますと収益で大体、オープン後、二、三年経過した時点で2億円程度の医業収益、それに医業外が1億円ほど見込めますので、収益が3億円として、粗い費用の想定で約4億円ぐらいは費用がかかるんだらうなとすれば1億円ぐらいの収支不足。この部分については、現状での非常に厳しい状況もありますけれども、がんセンターとしての収支ということではなくて医療センター全体の収支の中で、現状赤字という中で申し上げるのは非常に心苦しい部分もありますが、収支を改善した上で、この医療センターの収支不足部分も含めて、全体の収支を均衡、単年度黒字というような形に改善をしていきたいというふうに考えております。

○議長（武石利彦君） 中澤副議長。

○12番（中澤はま子君） いろいろと準備がなされておりますけれども、やっぱり28年度中に体制面を整備したり人材を確保したり、当然されることだと思いますけれども、それにつきまして見込みといたしますか、今やられていると思いますので、28年度中にやられることですので、見込みはいかがですか。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉君） 体制整備ですけれども、まず26年度の11月に定数条例を改正をさ

せていただいております、がんセンターの要員ということで10名の定数増のほうを提案をさせていただいて、承認をいただいております。その後、順次そういった職員の採用のほうも進めておりました、半数ほどは採用のほう済みしておりますけれども、28年度につきましても、診療放射線技師ですとか薬剤師の採用を予定しております。そして、あと医師のほうも、PETの装置のほうにかかっていたくドクターの採用をしたいということで、現在そういった部分での確保に向けて取り組みを進めております。

28年度の準備、28年度についてということでまた申し上げますと、オープン時にはスタッフ数としましては31名ほどのスタッフでがんセンターの運営を予定をしておりました、現在の職員、それから新たに採用した職員で対応していく、最適な方を配置をするような形になっていこうかというふうに思います。その中で、がんにかかわるスタッフということで、専門性が要求もされますので、看護師などにつきましても、がんの看護分野の専門看護師、認定看護師の養成というものを進めておりました、28年度につきましても、そういったことも進めていながら、これは当然それぞれの職種でさらに専門的な職員に対応していただくということもあると思いますので、そういった部分の準備をしっかり進めていきたいと思っております。

○議長（武石利彦君） ほかに。

塚地議員。

○9番（塚地佐智君） どうもありがとうございました。

全体、国の医療費抑制の方向に来ているんで、やっぱりその中でどう黒字化するかという御努力は大変なものだというふうに思います。なかなか医療スタッフのところは専門性をきちんと持った方々にしっかり健康で技量発揮していただくということをやったりしていかないといけないんで、そこでどうやって赤字を減らすかというところになると、どうしても、先ほどの委託の部分をどうしていくかというあたりのことをきちんと見ていかないという点で言うとやっぱり、先ほど寺内さんもおっしゃっていましたが、プロパーの皆さんで交渉力のある方々の育成というのが欠かすことのできない課題だと思うんで、それは前回の決算のときにもそういう議論になったかと思うんですけども、その努力をぜひ強めていただきたい。なかなか交渉力っていうのは単純に身につくものでもないと思うので、一定、そういう方々にここでプロパーとして育てていただく、ぜひ御努力いただきたいなっていうことが一つです。

それと、消費税が10%になるっていうことになると、今までの損税の額が、ある意味それがなければ黒字かかっていう金額にまで増大してきているんで、その点が、この間、一体どれぐらいの金額になっているかかっていうのは、先ほどちょっとおっしゃっていただいたと思うんですけど、もう一度明確におっしゃっていただいて、10%になったときに、じゃあその損税のまま残ればそれをどっかで純増させないといけない矛盾が、10%に引き上げられることで出てくるんじゃないかなと。その分を結局こちらで生み出さないといけない

ことになるんですね、その損税部分を。ここらあたりの展望はどうなっているのかっていうのを教えていただきたいです。

○議長（武石利彦君） 企業長。

○企業長（古味 勉） 先ほど雑損失のところでは控除対象外消費税の額のほうを申し上げましたけども、28年度の予算の中で7億4,000万円ほどの予算を計上しております。実はこれが全てではなくて、決算の時点ではさらに損税の額として計上する額が2億数千万円ふえてまいりますので、トータルで言えば、ほぼ決算時点では10億円近い控除対象外消費税が医療センターで生じているという状況です。ですので、まさにおっしゃっていただいたように、これが全くゼロであれば赤字予算にはなっていないというような形なわけですけども、これはもう国の制度上、現状の消費税の仕組み、それから医療の仕組上、こういう状態になってまして、関係団体でもいろいろな形で改善を求めるような形での要望というのは出されておるとは思いますけども、高知医療センター、単独でこれを何とかするということは本当に難しく、これをカバーするような収益を確保するというのも現状では本当に厳しい状況、そういった形でまた10%になるとますますこの損税が大きくなりますので、そこは非常に厳しいなというふうに認識しておりますし、いろいろな形で要望、御支援もいただきながら、何とかそういった部分での、病院の会計制度上のそういった部分の見直しというものが検討されればなというふうに考えるしかない状況です。

○議長（武石利彦君） 塚地議員。

○9番（塚地佐智君） ありがとうございます。その課題はやっぱり大きいと思うんですよ。どうしても診療報酬の収入しかないっていう状況の中でこの分をどう負担していくのかっていうのは、医療界全体の課題でもあるのかと思いますけれども、この金額で、10%になることを想定したときにこれはちょっとぞっとしますよっていうこともあるんで、ぜひそういう、私どものそういう声は上げますけれども、医療界のほうで医療の現場に負担がかからない形っていうのをやっぱりとっていただくということをぜひ御検討ください。

○議長（武石利彦君） ほかに。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（武石利彦君） ないようですから、質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（武石利彦君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇—————◇—————

採 決

○議長（武石利彦君） これより採決に入ります。

議第1号平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算を採決いたします。
本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（武石利彦君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号高知県・高知市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（武石利彦君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、報第1号高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告を採決いたします。

本議案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（武石利彦君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり承認されました。

以上をもちまして今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

これをもちまして平成28年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午前11時20分 閉会

27高病企第845号
平成28年2月18日

高知県・高知市病院企業団議会議長 武石 利彦 様

高知県・高知市病院企業団企業長 古味 勉

議案の提出について

平成28年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算
- 議第2号 高知県・高知市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案
- 報第1号 高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告

平成28年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

事件の 番号	件 名	議決結 果	議 決 年月日
議第1号	平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算	原案可決	28.2.18
議第2号	高知県・高知市病院企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例議案	原案可決	28.2.18
報第1号	高知県・高知市病院企業団と高知県との間の公平委員会の事務の委託についての専決処分報告	承 認	28.2.18